

仮称)飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例 骨子(案)

1 条例制定の背景

2012年(平成24年)のFIT制度(固定価格買取制度)開始以降、本市でも脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の導入が急速に広まったものの、一方では、災害への懸念、生活環境等への影響により、地域住民の不安が高まるなど、様々な課題が生じています。

このような状況において、本市ではこれまで、飯塚市自然環境保全条例で対応を図ってきましたが、国及び地方自治体の動き、そして社会情勢が目まぐるしく変化する中で、適正な太陽光発電事業の実施を目的とした条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

(1) 目的

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関して必要な事項を定め、事業者に対して適正に事業を実施させることにより、災害発生の防止、市民の生命や財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とします。

(2) 定義

【太陽光発電設備】太陽光を電気に変換する設備及びその附属施設をいいます。

【太陽光発電事業】次に掲げるものをいいます。

- ①太陽光発電設備の設置を行う事業(森林等の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。)
- ②太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行う事業
- ③太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業

【事業区域】太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいいます。

【事業者】太陽光発電事業を実施する者をいいます。

【周辺関係者】事業区域が所在する自治会(事業区域に隣接する自治会を含む。)の区域に居住する者をいいます。

(3) 責務

【飯塚市】

市は、災害の発生防止、市民の生命や財産の保護、生活環境の保全という目的の達成に向けて、事業者に対して適正に事業を実施させるために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な施策を講ずるものとします。

【事業者】

事業者は、関係法令を遵守し、災害の発生の防止並びに生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないものとします。また、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならないものとします。

【市民】

市民は、市が実施する施策に協力しなければならないものとします。

(4) 禁止区域

市長は、災害の発生の防止及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を、禁止区域として指定することができるものとします。

事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならないものとします。ただし、各関係法令の定めに適したものであるときは、この限りではないものとします。

指定する禁止区域は次のとおりとします。

- ①砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地
- ②地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- ③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- ⑤森林法第25条の規定により指定された保安林
- ⑥文化財保護法第27条第1項に規定する重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、同法第78条第1項に規定する重要有形民俗文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- ⑦福岡県文化財保護条例第4条第1項に規定する福岡県指定有形文化財、同条例第29条第1項に規定する福岡県指定民俗有形文化財及び同条例第37条第1項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- ⑧飯塚市文化財保護条例第4条第1項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第32条第1項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

(5) 抑制区域

市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができるものとします。

指定する抑制区域は次のとおりとします。

- ①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

(6) 事前協議

事業者は、本条例の規定に基づく届出をしようとするときは、あらかじめ事業に関する計画について、市長と協議しなければならないものとします。

(7) 事業計画の届出（届出制）

事業者は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上の敷地で、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手する60日前までに、事業計画について市長に届け出なければならないものとします。

なお、建築物の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものについては、この条例は適用しないものとします。

(8) 事業計画の変更等の届出

事業者は、条例に基づく届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。

(9) 公告及び閲覧

市長は、事業計画の届出、変更の届出、又は中止の届出があった場合、公告その他の方法により周知し、当該届出を公告の日から30日間、閲覧に供するものとします。

(10) 説明会の開催

事業者は、事業計画の届出、又は変更の届出を行った日から45日以内に、周辺関係者に対して説明会を開催し、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならないものとします。

説明会の開催にあたっては、事業者は、開催する日の14日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、市長及び周辺関係者に周知し、説明会終了後は、その旨を市長に届け出なければならないものとします。

市長は、説明会に職員を立ち合わせることができるものとします。

(1 1) 太陽光発電設備設置の完了の届出

事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならないものとします。

(1 2) 維持管理

事業者は、災害の発生及び生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならないものとします。

(1 3) 協定の締結

事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者との協定の締結をしなければならないものとします。

なお、協定の締結に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとします。

太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合は、譲り受ける者又は借り受ける者に対し、締結した協定の効力を継承させなければならないものとします。

(1 4) 地位承継の届出

事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者は、その旨を市長に届け出なければならないものとします。

(1 5) 廃止の届出

事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならず、当該設備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を講じなければならないものとします。

(1 6) 報告の徴収及び立入調査

市長は、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域への立入調査を行わせることができるものとします。

(1 7) 指導又は助言

市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができるものとします。

(18) 勧告及び公表

市長は、次に掲げるものに該当すると認めるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

- ①本条例に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ②本条例の規定に基づき、市長が報告を求めたにもかかわらず、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ③本条例の規定に基づく立入調査を正当な理由なく拒んだとき
- ④本条例の規定に基づき、市長が必要な措置を講ずるよう指導を行ったにもかかわらず、正当な理由なく従わないとき

上記の勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称並びに住所を公表することができるものとします。

(19) 国または県への報告

市長は、本条例の規定に基づく公表をしたときは、国又は県へ報告することができるものとします。

(20) 委任

この条例の施行に関しては必要な事項は、規則にて定めます。

(21) 施行期日

令和7年4月1日施行（予定）

(22) 経過措置

太陽光発電設備を設置しようとする事業者で、この条例の施行の日より以前に、飯塚市自然環境保全条例に基づく手続きを行っている場合、又は施行の日から起算して60日以内に工事に着手する場合は、この条例は適用しないものとします。